

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.047

処 分 名	工事中の特殊建築物等の使用に対する使用禁止等の命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条の 2 第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工事中の特殊建築物等に対する措置)

**第九十条の二** 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。